

大阪府介護保険施設等監査実施要領

(趣旨)

第一条 この要領は、大阪府介護保険施設等監査要綱（以下「大阪府監査要綱」という。）第11条に基づき、大阪府監査要綱第1条に規定する介護保険施設等に対して行う監査に関し必要な事項を定める。

(対象及び実施方法)

第二条 監査の対象及び実施方法については、次に掲げるとおりとする。

2 対象

監査は、次に掲げる1から6の情報において、大阪府監査要綱第2条に規定する指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に、当該介護保険施設等に対し、立入検査等により行う。

一 通報・苦情・相談等に基づく情報

二 市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した情報又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

三 国民健康保険団体連合会や市町村からの通報情報

四 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等の情報

五 介護保険法（以下「法」という。）第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

六 運営指導における情報

法第23条により指導を行った市町村長又は法第24条により指導を行った厚生労働大臣又は市町村が、介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合も含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反の情報

3 実施方法

一 実地通知

監査の実施にあたっては、実施の根拠法令及び目的、実施日、実施時間、実施場所、監査担当者、虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定（以下「通知記載事項」という。）を「監査の実施及び関係書類の準備等について（通知）（様式1）」（以下「実施及び準備等通知書」という。）により、あらかじめ監査の対象となる介護保険施設等（以下「監査対象施設等」という。）に通知する。ただし、緊急を要するもの等については、監査開始時に「監査の実施について（通知）（様式2）」により通知するものとする。

二 監査対象施設等に事前に書類等を提出させる必要がある場合は、実施及び準備等通知書にその旨を付記するものとする。

三 1の規定にかかわらず、運営指導において指定基準違反等又は人格尊重義務違反が行われたことを疑うに足る事実を確認した場合には、運営指導を中止し、直ちに監査を行うことができるものとし、この場合は、口頭により通知記載事項を含め監査を実施する旨通告する。

- 四 監査は、監査担当者（福祉部高齢介護室職員）2名以上で行う。
- 五 監査の実施に当たって必要があると認めるときは、監査対象施設等に対して、帳簿書類又はその写しの提出を命じる。
- 六 監査担当者は、帳簿書類の提出を受けたときは、「預かり書（様式3）」を作成し、監査対象施設等に交付するものとする。
- 七 監査担当者は、事前提出書類や設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うとともに、監査対象施設等に対して質問を行う。また、必要があると認めるときは、大阪府要綱第2条に規定する利用者等に対して質問を行うものとする。
- 八 監査担当者は、監査において、監査対象施設等又は利用者等から聴取した事項について、必要があると認めるときは、「監査における確認調書（質問顛末書）（様式4）」を作成し、聴取した相手方の署名を得るものとする。
- 九 監査担当者は、監査終了後、「監査調書（様式5）」を作成し、福祉部高齢介護室長に報告するものとする。

（監査結果の通知）

第三条 監査の結果は、大阪府監査要綱第6条第3号及び第7号における指定又は許可の取消しを行った場合を除き、「監査の結果について（通知）（様式6-1又は6-2）」（以下「監査結果通知書」という。）により、当該介護保険施設等に通知するものとし、大阪府監査要綱第6条第2項に規定する事項が認められた場合は、福祉部高齢介護室長の定める日までに「監査事項改善状況報告書（様式7）」により改善状況の報告を求める。

（行政上の措置にかかる通知）

第四条 監査の結果、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められ、大阪府監査要綱第6条第1項第1号から第7号に掲げる行政上の措置等を実施する場合の通知は次に掲げるとおりとする。

一 勧告

大阪府監査要綱第6条第1項第1号による勧告は、「介護保険法及び介護保険施設等に係る人員、施設及び設備並びに運営に関して定める大阪府条例の遵守について（勧告）（様式8-1）」（以下「大阪府条例の遵守（勧告）」という。）により勧告するものとし、「勧告事項措置状況報告書（様式8-2）」（以下「勧告事項措置状況報告書」という。）により報告を受けるものとする。

二 命令

大阪府監査要綱第6条第1項第2号による命令は、「介護保険法及び介護保険施設等に係る人員、施設及び設備並びに運営に関して定める大阪府条例の遵守について（命令）（様式9-1）」（以下「大阪府条例の遵守（命令）」という。）により命令するものとし、「命令事項措置状況報告書（様式9-2）」（以下、「命令事項措置状況報告書」という。）により報告を受けるものとする。また、命令をした場合の公示は大阪府公報の登載により行う。

三 指定の取消し等

大阪府監査要綱第6条第1項第3号による指定の取消し等は、処分の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立てに関する事項等について「処分通知書（様式10）」（以下「処分通知書」という。）により通知する。

四 設備の使用制限等、変更命令

大阪府監査要綱第6条第1項第4号又は第5号による設備の使用制限等又は変更命令は、「設備の使用制限等、管理者の変更について（命令）（様式11）」により通知するものとし、命令事項措置状況報告書により報告を受けるものとする。

五 業務運営の勧告、命令等

大阪府監査要綱第6条第1項第6号に規定する業務運営の勧告は、大阪府条例の遵守（勧告）により行い、勧告事項措置状況報告書により報告を受けるものとし、命令等については、大阪府条例の遵守（命令）により行い、命令事項措置状況報告書により報告を受けるものとする。

六 許可の取消し等

大阪府監査要綱第6条第1項第7号による許可の取消し等は、処分通知書により通知する。

（経済上の措置にかかる通知）

第五条 大阪府監査要綱第8条第1項に定める通知は、「介護給付費不正請求額等について（通知）（様式12）」により、同要綱第8条第2項に定める通知は、「介護給付費の不正請求について（通知）（様式13）」にて行う。

（委任）

第六条 この要領に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から実施する。なお、この要領の施行に伴い、「大阪府介護保険施設等監査実施要領」及び「大阪府指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者指導監査要領」を廃止する。